

広陵町と大和リース株式会社との包括連携協定書

広陵町（以下「甲」という。）と大和リース株式会社（以下「乙」という。）とは、民間活力を用いた地域課題の解決、公共施設を活用した住民サービスの向上を目的とし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の有する資源を有効に活用した協働による活動（以下「連携活動」という。）を推進し、民間活力を用いた地域課題の解決、公共施設を活用した住民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携活動）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項に関する連携活動に取り組むものとする。

- (1) PPP/PFI に関すること。
 - (2) 公共施設のファシリティマネジメントに関すること。
 - (3) SDGs 未来都市の推進に関すること。
 - (4) その他地域活性化、住民サービスの向上に関すること。
- 2 甲及び乙は、連携活動を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとするものとし、連携活動の詳細については、甲乙協議の上、決定する。
- 3 連携活動により本条第1項記載の事項が公共事業として計画される際には、乙のみが情報を保有した状態とならないよう、甲は適宜情報を開示するものとする。尚、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条に基づく民間提案を乙が行う場合は、この限りではない。
- 4 連携活動により本条第1項記載の事項が公共事業として事業化されたとしても、本協定が乙の参加に支障をきたすものではないことを確認する。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定について相手方から秘密であると提示された情報（以下「秘密情報」という。）を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲及び乙以外の者に対し、秘密情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1箇月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定は更に1年間継続されるものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年（2023年）12月25日

甲：奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1
広陵町

広陵町長 山村吉由 

乙：奈良県奈良市宝来町 954-1
大和リース株式会社 奈良支店

支店長 小原孝清 